

2022年5月17日

会社名 SCSK株式会社  
代表者名 代表取締役 執行役員 会長 田淵 正朗  
最高経営責任者  
(コード番号 9719 東証プライム市場)  
問合せ先 広報部長 大友 秀晃  
(TEL. 03-5166-1150)

---

## 定款の一部変更に関するお知らせ

---

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の2022年3月期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1)事業目的の追加に伴う変更

当社グループの事業拡大及び今後の事業展開に備えるため、当社定款第3条(目的)に事業目的を追加し、併せて号数の変更を行うものであります。

##### (2)場所の定めのない株主総会の導入に伴う変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、上場会社において、経済産業省令・法務省令で定める一定の要件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。遠隔地の株主様等多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化及び円滑化を図るとともに、感染症や自然災害等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、当社定款の一部を変更するものであります。

##### (3)株主総会資料の電子提供措置の導入に伴う変更

会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供措置の導入に備えるため、次のとおり当社定款の変更を行うものであります。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 定款変更の効力発生日

定款変更のための株主総会日 : 2022年6月23日(予定)

定款変更の効力発生日 : 2022年6月23日(予定)

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第2条 (条文省略)	第1条～第2条 (現行どおり)
第3条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～26. (条文省略) (新設) <u>27. 前各号に関する企画、調査、研究、研修及びコンサルティング</u> <u>28. その他前各号に付帯関連する一切の業務</u>	第3条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～26. (現行どおり) <u>27. 金融サービス仲介業</u> <u>28. 前各号に関する企画、調査、研究、研修及びコンサルティング</u> <u>29. その他前各号に付帯関連する一切の業務</u>
第4条～第13条 (条文省略)	第4条～第13条 (現行どおり)
第14条(招集) 1.～2. (条文省略) (新設)	第14条(招集) 1.～2. (現行どおり) <u>3.当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第15条～第16条 (条文省略)	第15条～第16条 (現行どおり)
第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	第17条(電子提供措置等)
	<u>1.当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第18条～第37条 (条文省略)	第18条～第37条 (現行どおり)
	附則
(新設)	(電子提供措置に関する経過措置)
	<u>1.変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2.前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3.本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上